

**秦野市環境基本計画（第2次計画）後期基本計画（案）に対する
パブリック・コメント手続きの実施結果について**

1 意見募集期間

- (1) 議会 平成28年1月15日（金）～2月29日（月）
- (2) 市民 平成28年1月16日（土）～2月15日（月）

2 意見募集の周知方法

市ホームページ及び広報はだの2月1日号

3 改定案の公表の方法

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 公民館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 環境保全課における閲覧

4 意見提出の方法

郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及びその取扱い等

件数等の内訳及び対応状況

内容分類	件数	意見への対応区分（※）			
		A	B	C	D
①全体に関すること	2				2
②第2章に関すること	1			1	
③第3章に関すること	13	2	1	2	8
計	16	2	1	3	10

A：意見等の趣旨等を計画に反映したもの

B：意見等の趣旨等は既に計画に反映されていると考えるもの

C：意見等の趣旨等を計画に反映することは困難だが、参考とさせていただくもの

D：内容に関する質問・感想等その他のもの

秦野市環境基本計画(第2次計画)後期基本計画(案)に寄せられた市民からのご意見等

通番	ご意見等の内容について		改定案への反映状況	
	項目	ご意見等	区分	ご意見・ご提案に対する考え方
1	全体	全体のトーンですが、市内で行われるさまざまな開発行為について、それによって失われる環境数値なり現象と、保全すべき環境とのバランスなり指標なりの分析視点が全くありませんが、これはどうしてでしょうか？環境基本計画を謳うならば、絶対に外すことはできない視点かと思ます。	D	開発行為(環境創出行為)を実施する際には、条例に基づき規模に応じた緑化を図る必要がありますので、分析等については行っていません。
2	全体	環境問題については、市民の皆さんに再認識してもらう必要がある。過去に環境家計簿等を全戸配布するなどの啓発を行っていた。もう一度必要では。	D	5年前に地球温暖化防止、二酸化炭素削減を啓発するため「はだのエコシート」を全戸配布した経緯があります。現在では、婦人会や小学生を中心に「エコチャレンジシート(環境家計簿)」を配布し、省エネ等の取組を推進しています。全戸配布から5年が経過していますので、広報による周知等、再認識を促す方法について検討したいと思ます。
3	第2章 P17	P17では「自動車総数」のグラフがありますが、内訳でいわゆる「エコカー」の比率は出せないものでしょうか？秦野市の環境を謳うのであれば、環境に優しい車の比率データは必須かと思ます。もしデータとしてないのであれば、今後は「エコカー比率」が分かるようなデータ取得の方策は是非とも必要だと思ます。	C	本市における自動車登録台数のうち、EV、PHEV等エコカーの比率を把握することは困難であります。今後、データ取得について調査いたします。
4	第3章 P24	「持続可能な森林づくり」とあるが、表現が抽象的であるので具体策を記載された。	B	市内の森林を持続可能なものとするため、基本施策に掲げている内容を進めて行くこととしています。
5	第3章 P32	車(低公害車)についての記載が少ないように思うが、どのように考えているか。また、公用車は率先して導入すべきではないか。	D	本市では、平成15年度から平成24年度まで、ディーゼル自動車の代替として、天然ガス自動車を購入する場合に差額の一部を助成しており、10台の補助を実施しました。 現在では、天然ガス自動車のほか、ハイブリッド自動車、EV、PHEV、水素自動車など多様な低公害車の普及が図られています。また、近年ではクリーンディーゼル自動車の普及も進んでいますので、今後の普及状況を見極めながら補助事業等について検討したいと思ます。 なお、公用車への低公害車の導入については、環境保全課としても担当部署へ提案して行きたいと思ます。
6	第3章 P32-33	二酸化炭素排出量の削減が国の削減目標に合わせて平成42年度(15年後)としているが、このままでは削減の具体化が先送りになることを危惧する。本市独自の5年ご位の目標設定をすべきである。温暖化による健康被害軽減のための他課連携し適応策あった方がよい。	C	二酸化炭素排出量については、石油等エネルギーの使用量から按分して算出しています。全国的なエネルギーの供給構造によって排出量が大きく左右されることになり、5年後の目標値を設定することは困難ですが、今後、国、県の動向を見ながら対応について検討していきます。
7	第3章 P32-33	二酸化炭素の削減について、カルチャーパーク再整備に伴う樹木の伐採による二酸化炭素削減の影響等はあるか。	D	本市は、丹沢山地や沢沢丘陵などの森林が市域の53%を占めています。この森林による二酸化炭素の吸収能力がありますので、市街地の一部の樹木の伐採に関しては大きな影響はないものと考えます。 現在、カルチャーパークの再整備において樹木の伐採を行っていますが、伐採後には相応の樹木等を植栽する予定となっています。
8	第3章 P34	バイオマスの活用について記載すべき。	A	基本施策2-2-1 市の取組に「○バイオマスの活用について、関係法令の趣旨を踏まえ、調査・研究に努めます。」を追記いたします。
9	第3章 P34	バイオマスストーブについては、使用する人が限られるため、導入が難しいのではないか。	D	本市では、市の特性である「水と緑」を生かした再生可能エネルギーの利用などを通じ、省資源・省エネルギーを進めることとしています。 バイオマスストーブについては煙や臭いなどの問題もあることから、住宅密集地等での設置は難しいと考えますが、出来る範囲の中で「バイオマス」活用について取り組んで行きたいと思ますので、ご理解をお願いいたします。
10	第3章 P34	家庭から排出される剪定枝の分別回収をしているが、ストーブの薪としての活用は考えられないか。	D	現在、分別回収した剪定枝については、チップ化して無料で配布しています。回収した剪定枝の中には、ストーブの薪として使えるものも含まれていることから、今後、原料としての利用について研究したいと思ます。
11	第3章 P34	P34の「バイオマスストーブ設置補助」の件数ですが、そもそも設置基準のひとつとして「住宅にベレットストーブ又は薪ストーブを設置する方」とあります。この基準に当てはまる住宅のイメージとしては、住宅そのものに相応の広さがあり、堅牢な作りで、住環境がかなり整っている印象を受けます。加えてそういう類のストーブを設置している「恵まれた住宅」が、目標値として累計39件も見込まれるのか疑問ですが、どのようにお考えでしょうか？ニーズ以前に、そういう基準を満たす住宅が39件も出てくるのかどうか疑問です。	D	ご意見のように住環境によっては設置が難しい場合もありますが、これまで6年間で19件のバイオマスストーブの導入に助成を実施してきたように、本市の特徴である「水」と「緑」を生かした再生可能エネルギーの利活用に資するため、ストーブの導入及び間伐材等の有効活用を努めてまいります。
12	第3章 P36	生ごみの収集やごみ収集の有料化等については計画に位置付けるか。	D	環境基本計画では、他部局の計画を「環境」の視点から統括し、整合性を図ることとしています。施策の具体策につきましては、各計画において位置付けているものであります。 生ごみの収集やごみ収集の有料化については、37ページ基本施策3-1「廃棄物の発生源対策」において市の取組に掲載しておりますが、施策の具体的な内容までは掲載しておりません。詳細につきましては、環境資源対策課が所管の「ごみ処理基本計画」で位置付けることとなります。
13	第3章 P41-43	歴史や文化的遺産の継承は、環境基本計画で取り扱う項目なのか違和感を感じる。数値目標の「特別展」がどのようなものかよく分からない。この指標は必要ではないか。	D	文化財を含め、丹沢の緑やまちの景観を調和させ、快適な都市空間を実現することを未来像として掲げていますので、本市の歴史・文化を継承していくための指標として御理解をお願いいたします。
14	第3章 P42	環境創出行為に関し、緑化の義務のない住宅建設に係る環境創出行為について緑化を義務化できないか。	D	現状では、条例上の基準がないため、義務化は困難ですが、緑化の義務のない住宅建設(分譲を除く)に対しては、緑化に努めるようお願いをしています。
15	第3章 P44	公害対策としてイヌ・ネコの適正管理と臭気問題を、生活環境保全の観点からきちんと位置付ける必要がある。	C	イヌ・ネコの問題については、「ふん尿」「野良猫」等の問題があると認識しています。現状では飼い主のマナーや地域猫の問題として考えており、公害対策としての位置付けは難しいと考えます。
16	第3章 P44	自動車騒音の「評価区間」について、評価の内容が不明であるので、分かるように記載された。	A	用語解説に追加し、評価の概要が分かるよう対応します。

- A: 意見等の趣旨等を計画に反映するもの
- B: 意見等の趣旨等は既に計画に反映されていると考えるもの
- C: 意見等の趣旨等を計画に反映することは困難だが、参考とさせていただきます
- D: 内容に関する質問・感想等その他のもの